

令和2年3月27日

保護者の皆様

守口市立庭窪中学校  
校長 竹田 晴彦

令和2年度 守口市立学校における教育活動の再開等について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月2日以降の臨時休業等に関しまして、ご理解を賜り誠にありがとうございます。

この度、守口市教育委員会より、市内外の感染状況等及び国が示す新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン等の考え方を踏まえ、令和2年4月8日より教育活動の再開を決定する通知がありましたので、4月8日以降は通常通りの登校をお願いいたします。

学校におきましては、カードを活用した生徒の健康観察の徹底、教室の窓を開放した換気の徹底、体育館での全校集会等の多くの生徒が屋内で密集する教育活動は行わない等、感染予防対策を徹底しつつ、教育活動をすすめてまいります。

保護者の皆様におかれましても、新型コロナウイルスの感染症拡大の防止のため、下記の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合がありますことをご承知ください。

記

- (1) 4月8日に配付します「健康観察カード」に、毎朝の検温及び風邪症状の有無をご記入いただき、登校時に持たせてください。
- (2) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようにしてください。
- (3) お子様に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するようにしてください。
- (4) 咳エチケットのため、ティッシュやハンカチ、可能であればマスクを持たせてください。
- (5) 教室のドア及び窓を開けて授業を行いますので、体温調節できるよう上着等を持たせてください。
- (6) 教育活動が再開した後も、不要不急の外出を避け、手洗いうがい、咳エチケット等感染予防にご留意いただきますようお願いいたします。

※給食は4月9日より実施します。

※学校教育活動の再開に伴い、放課後児童クラブ（登録児童室）は4月8日から再開されます。

※学校施設の目的外使用については、児童生徒の感染防止の観点から、4月30日まで使用を不可とします。